議案第２号

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するについて

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

成田市議会議員及び成田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第８条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

第１１条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第８条及び第１１条の規定は，この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し，同日の前日までにその期日を告示された選挙については，なお従前の例による。

議案第３号

手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて

手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（成田市手数料条例の一部改正）

第１条　成田市手数料条例（平成１２年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第９項中「令和５年４月１日から令和８年３月３１日」を「令和８年４月１日から令和１１年３月３１日」に，「３００円」を「４００円」に，「２００円」を「３００円」に改める。

別表第１金額の欄中「３００円」を「４００円」に改め，同表に次のように加える。

資産に関する公簿又は地図の閲覧手数料	１件につき　４００円

別表第３金額の欄中「３００円」を「４００円」に，「3，０００円」を「4，０００円」に改める。

別表第４印鑑登録証の交付手数料の項金額の欄及び印鑑登録に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「３００円」を「４００円」に改める。

別表第２０に次のように加える。

住宅用家屋に関する証明書の交付手数料		１通につき　４００円

別表第２１中公簿，公文書の謄・抄本の交付手数料の項の次に次のように加える。

地籍調査に関する成果図の閲覧手数料	１件につき　４００円
土地区画整理事業に関する成果図の閲覧手数料	１件につき　４００円

別表第２１身分に関する証明書の交付手数料の項金額の欄及び埋火葬に関する証明書の交付手数料の項金額の欄中「３００円」を「４００円」に改め，同表中埋火葬に関する証明書の交付手数料の項の次に次のように加える。

建築確認台帳記載事項証明書の交付手数料	１通につき　４５０円
用途地域等に関する証明書の交付手数料	１通につき　４５０円

（成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例（平成１８年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

１，１００円
２，０９０円
３，１４０円

」を

「

１，６５０円
３，１３０円
４，７１０円

」に改める。

（成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条　成田市急病診療所の設置及び管理に関する条例（平成１６年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１，１００円」を「１，６５０円」に改め，同条ただし書を削る。

（成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正）

第４条　成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表中手数料の欄を次のように改める。

手数料
１リットルにつき　１１円５５銭
１キロリットルにつき　１，１００円
１０キログラムまでごとに　２５０円
１０キログラムまでごとに　２５０円
１０キログラムまでごとに　２５０円

附　則

この条例は，令和８年４月１日から施行する。

議案第４号

成田市障害者福祉手当支給条例及び成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

成田市障害者福祉手当支給条例（平成２３年条例第９号）及び成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成１５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

成田市障害者福祉手当支給条例及び成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

（成田市障害者福祉手当支給条例の一部改正）

第１条　成田市障害者福祉手当支給条例（平成２３年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第５条第１７項」を「第５条第１８項」に改める。

（成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第２条　成田市こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成１５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第５号中「第５条第１８項」を「第５条第１９項」に，「同条第１９項」を「同条第２０項」に改める。

附　則

この条例は，令和７年１０月１日から施行する。

議案第５号

成田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を制定するについて

成田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

成田市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

（成田市水道事業給水条例の一部改正）

第１条　成田市水道事業給水条例（平成１０年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項に次のただし書を加える。

ただし，災害その他非常の場合において，管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第１６条の２第１項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは，この限りでない。

第６条第２項中「前項」を「前項本文」に改め，同条第３項中「第１項」を「第１項本文」に改める。

（成田市簡易水道事業給水条例の一部改正）

第２条　成田市簡易水道事業給水条例（平成１８年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第４条」の次に「，第５条及び第６条第１項本文中「管理者」とあるのは「市長」と，同項ただし書中「管理者が」とあるのは「市長が」と，同条第２項及び第３項，第７条」を加え，「及び第１８条」を「並びに第１８条」に，「第１９条第２項」を「同条第２項」に改める。

（成田市下水道条例の一部改正）

第３条　成田市下水道条例（昭和４７年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「（軽微な工事を除く。）は」を「は，次に掲げる工事を除き」に改め，同項に次の各号を加える。

(1)　軽微な工事

(2)　災害その他非常の場合において，市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに，他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

第３０条第２項第３号中「（昭和２７年法律第２９２号）」を削る。

（成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条　成田市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第８条に次のただし書を加える。

ただし，災害その他非常の場合において，市長が他の市町村長（地方公

営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業又は農業集落排水事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に設計及び工事を行わせる必要があると認めるときは，この限りでない。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第６号

成田市下水道事業運営審議会設置条例を制定するについて

成田市下水道事業運営審議会設置条例を次のように制定する。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

成田市下水道事業運営審議会設置条例

（設置）

第１条　本市における下水道事業（下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）の健全な運営を確保し，公共の福祉の増進を図るため，成田市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は，市長の諮問に応じて，次に掲げる事項を審議する。

(1) 下水道事業の経営に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか，下水道事業の運営上必要な事項に関すること。

（組織等）

第３条　審議会は，委員７人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者　２人以内

(2) 各種団体及び事業所の代表　２人以内

(3) 受益者の代表　３人以内

３　委員の任期は，２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によってこれを定める。

２　会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会は，会長が招集し，会長が会議の議長となる。

２　会議は，過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（参考意見の聴取）

第６条　審議会において必要があると認めるときは，関係者又は専門家の出席を求めて，説明又は参考意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　審議会の庶務は，下水道事業主管課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営について必要な事項は，

市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，公布の日から施行する。

（非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４４年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「スポーツ推進審議会」を「スポーツ推進審議会
下水道事業運営審議会」に改める。

議案第７号

市有財産の無償貸付けについて

下記のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

記

１　目　　的　前林小学校跡地利活用事業の用に供するため

２　所　在　地　成田市前林４９４番地

３　無償貸付けの財産　調書のとおり

４　貸付けの相手方　滋賀県彦根市里根町１８６番地８
有限会社ＡＴＯＭ国際交流
代表取締役　村　長　徳　子

滋賀県彦根市里根町２０１番地１
株式会社ＭＵＲＡＮＡＧＡ６
代表取締役　村　長　人　之

5　無償貸付けの期間　令和８年４月１日から令和１８年３月３１日まで

調書

建物

種別	構造等	延べ面積（㎡）
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	1,620.19
特別教室棟	鉄筋コンクリート造2階建	404.16
体育館	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建	900.56
倉庫1	鉄骨造1階建	26.39
倉庫2	木造1階建	10.15
合　　計		2,961.45

※上記物件には，敷地内の附帯施設及び附帯設備一式を含む。

議案第７号資料

位　置　図

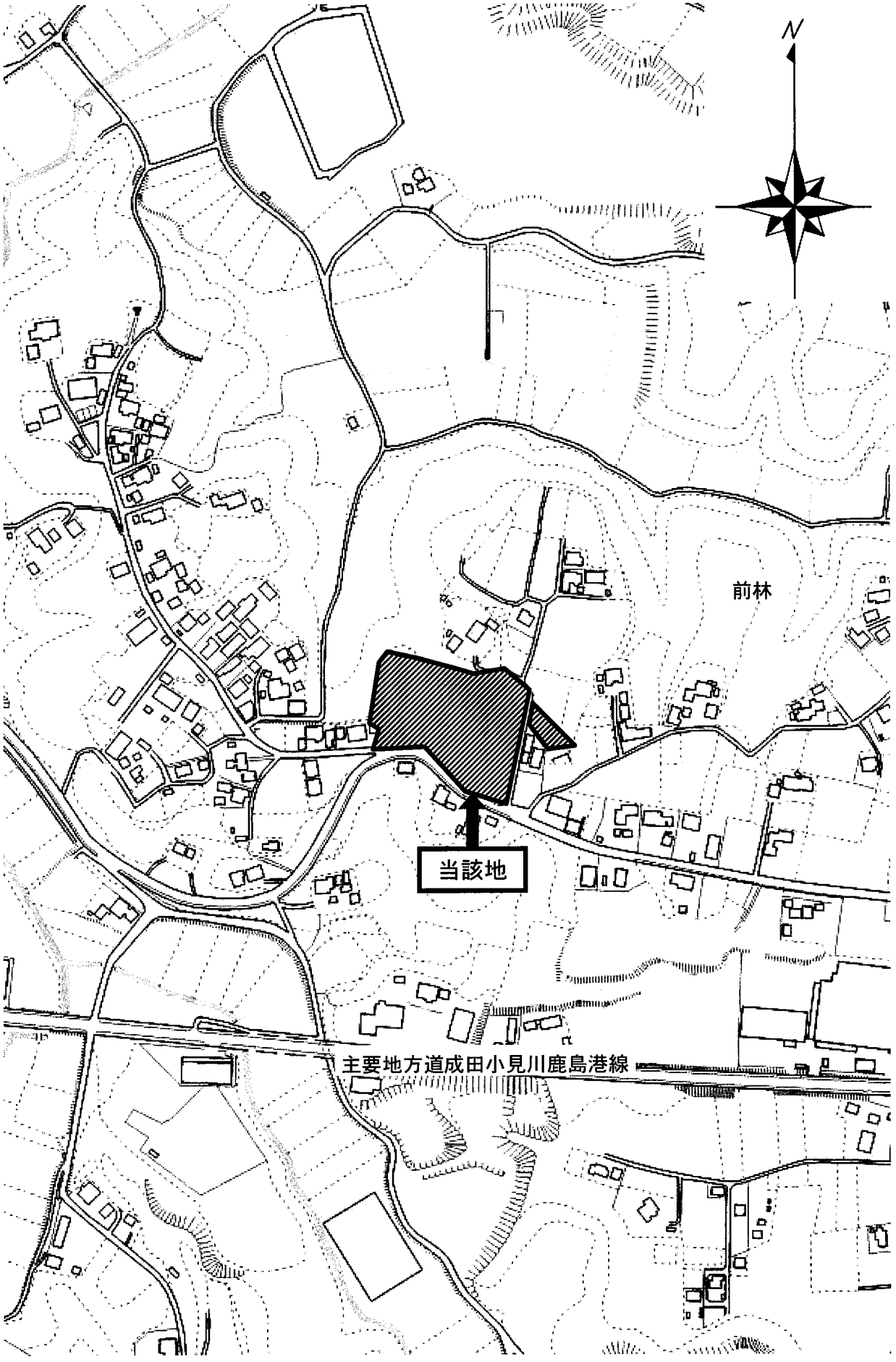

議案第７号資料

配　置　図

凡　例	
	貸し付ける建物

議案第８号

市有財産の取得について

下記のとおり財産を取得する。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

記

１　取得する財産　リーチローダ

２　数　　量　１台

３　取　得　日　令和１３年３月１日（予定）

４　契約の方法　制限付一般競争入札

５　取得価額　２４，６８７，３００円

６　契約の相手方　千葉県千葉市中央区新町１０００番地
ＮＴＴ・ＴＣリース株式会社　千葉支店
支店長　渡　辺　聡　史

議案第９号

令和６年度成田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１０号

令和６年度成田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１１号

令和６年度成田市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１２号

令和６年度成田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１３号

令和６年度成田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１４号

令和６年度成田市水道事業会計決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１５号

令和６年度成田市簡易水道事業会計決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市簡易水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１６号

令和６年度成田市下水道事業会計積立金の目的外使用及び決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市下水道事業会計に関して別冊のとおり，積立金の目的外使用について議会の議決を求めるとともに，決算について監査委員の意見を付けて議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成

議案第１７号

令和６年度成田市農業集落排水事業会計決算の認定を求めるについて

令和６年度成田市農業集落排水事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて，議会の認定を求める。

令和７年８月２９日提出

成田市長　小　泉　一　成